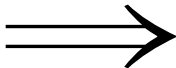


退職後の健康保険

会社を退職することに伴い、健康保険組合の被保険者としての資格も喪失となります。すぐに就職するのでなければ、ご自分で健康保険の加入の手続きをする必要があります。次のいずれかに、加入することになりますのでご検討ください。

退職に伴い健康保険 を資格喪失する		A、国民健康保険へ加入：お住まいの市区町村へ申請
		B、被扶養者となる：ご家族の健康保険組合等へ申請
		C、任意継続被保険者となる：当健康保険組合へ申請

任意継続被保険者制度

1. 資格取得条件

- 退職日までに被保険者期間が継続して **2ヶ月以上** ある方。
- 退職日の翌日から **20日以内** に健保組合に申請書を届け出ること（天災等やむをえない事情と認められる場合は20日経過後でも受理されます。）

2. 加入期間と喪失要件

任意継続被保険者の資格期間は最長でも2年間です。
この期間に、資格喪失する際の要件も次のように決まっています。
保険証が使えるのは、喪失日の前日までとなります。

- ① 2年間を経過したとき
（任意継続被保険者の資格取得日から2年を経過した翌日が資格喪失日）
 - ② 保険料を納付期限までに納めなかったとき
（納付期限日の翌日が資格喪失日）
 - ③ 就職して、健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき
（新たな被保険者資格取得日が資格喪失日）
 - ④ 後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき
（被保険者資格取得日が資格喪失日）
 - ⑤ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申出をしたとき
（申出が健康保険組合に受理された日の翌月の1日が資格喪失日）
 - ⑥ 被保険者が死亡したとき
（被保険者が亡くなられた日の翌日が資格喪失日）
- ※上記以外での資格喪失は認められていません。

③④⑤⑥の理由で喪失する場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書兼保険料還付請求書」の提出が必要です。

3. 保険料について

退職時の標準報酬月額又は組合の平均標準報酬月額のどちらか低い方に保険料率を乗じて決定され **2年間適用** されます。

退職時の標準報酬月額 又は 健保組合の平均標準報酬月額	×	健康保険組合の保険料率	=	1ヶ月分の保険料額
-----------------------------------	---	-------------	---	-----------

- ・ 在職中の保険料は、事業主と被保険者で折半していましたが、退職後は全額自己負担となりますので、**退職時の保険料の2倍**となります（上限があります）。
- ・ 40歳以上65歳未満の方は介護保険料も納めることとなります。
- ・ 保険料の減免制度はありません。

※保険料額は以下の理由により変更となる場合があります。

- ①任意継続被保険者期間中に介護保険被保険者に該当又は、非該当になった。
- ②健康保険組合の保険料率が変わった。
- ③健康保険組合の平均標準報酬月額が変わった。

4. 保険料の納付について

原則、健保組合から送付する「納入告知書」により金融機関からの納付となります。
口座からの自動引き落としは行っておりませんのでご注意ください。

◇ 保険料の納付方法と納付期限 ※取得申請時に選択してください。

毎月払い	取得月は健康保険組合が指定した納付期限 翌月以降は毎月10日まで(金融機関休業日の場合は翌営業日)
前納払い	事前に下記の①か②のどちらかの前納期間を選択 保険料が割引されます。

前納できる期間

- ① 6か月前納 4月分から9月分の6か月間(納付期限は3月末日)
10月分から翌年3月分の6か月間(納付期限は9月末日)
- ② 1年前納 4月分から翌年3月分の12か月間(納付期限は3月末日)

※年度途中で任意継続に加入された場合は、資格取得月は1か月分(納付期限は健保組合にて指定)、資格取得月の翌月から9月分まで、あるいは3月分までを前納として納めていただくことになります。

ただし、前納の納付期限が月末になりますので、加入手続きの時期によってはご希望に添えない場合(翌々月からの前納)があります。

5. 保険給付等

任意継続被保険者も原則、在職中の被保険者と同等の保険給付を受けられます。
ただし、任意継続被保険者となった後に受給資格が発生した場合の「傷病手当金」・
「出産手当金」の支給はありませんのでご注意ください。(在職中に受給資格が発生
していた場合は、継続給付の該当となる場合がありますので問い合わせください。)

6. その他

- ・被扶養者の認定要件は在職時と同様です。継続して被扶養者とする場合は申請用紙
に記入の上、健保組合指定の必要書類を必ず添付してください。
- ・保険料の領収証書は確定申告の際に必要となる場合がありますので、大切に保管し
てください。
- ・任意継続期間中の各種手続きについてご不明な点は健保組合までお問合せください。

☆よくある質問

Q 1、国民健康保険と任意継続の保険料はどちらが安いですか？

A、国民健康保険は前年の所得や世帯人数などに応じて決定され、毎年見直されます。
また、保険料の内訳も市区町村によって異なりますので、一概には判断できません。
ご自分で双方の保険料を比較していただき、加入先をご検討ください。

Q 2、保険料の自動口座引き落としはできますか？

A、できません。

Q 3、退職前に任意継続の保険証はもらえますか？

A、今までの健康保険の資格喪失の手続後でなければ、任意継続の手続きはできません。
資格喪失届と任意継続被保険者資格取得申請書が健保組合に届出された後になります。

Q 4、近日中に医療機関を受診する予定があるのですが、任意継続の保険証が届く前（又は、 任継を辞めて次の保険証が届く前）だった場合はどうすればよいのでしょうか？

A、手続き中で保険証を医療機関に提示できないときは、その旨を医療機関にお話して、
指示に従ってください。一旦全額を自己負担することになって、後日療養費として
その時点で加入されている健康保険に請求することができます。

(健康保険の資格は空白期間を設けてはならないこととなっています。手続き中の場合
は一時的に保険証がお手元にない期間があっても、資格がないわけではありません。)

Q 5、任意継続被保険者資格取得の申出の「資格喪失日（退職日の翌日）から 20 日以内」は、 土日祝日を含みますか？

A、土日祝日を含めて資格喪失日（退職日の翌日）から 20 日以内となります。

ただし、20 日目が土日祝祭日などの組合の休業日の場合は、翌営業日が申出期限となります。なお、組合に到着した日が申出日となります。

Q 6、任意継続の手続きを知らず申出期限の 20 日を過ぎてしまいました。期限を過ぎても申出ができますか？

A、知らなかったという理由では認められません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、理由書を提出していただき、組合が正当と判断した場合は可能です。

- ① 天災地変、交通・通信関係のスト等のような場合
- ② 被保険者について入院や家族の看護など、特段の事情がある場合

Q 7、任継者になった月の保険料が退職月の給与明細からも控除されているのですが？

A、多くの場合、給与から控除される保険料は「前月分」です。詳しくは元勤務先にご確認ください。任意継続被保険者としての保険料が、取得月から徴収となります。

Q 8、保険料は改定されるのでしょうか？

A、任意継続被保険者の資格取得時に決定された標準報酬月額が 2 年間適用されます。介護保険の該当・非該当及び、健保組合の平均標準報酬額や保険料率に変更されない限り変わりません。

Q 9、ATM・インターネットバンキングでの振り込みはできますか？

A、可能です。その際は金額を間違えずに被保険者名義で、保険証の番号もあわせて入力をお願いします。(例) 6789 健保 太郎 (振込み手数料は自己負担となります)

Q 10、金融機関での振込み手数料はどうなりますか？

A、自己負担になります。

ただし、組合から送付する「納入告知書・領収証書」により、長野県内の八十二銀行、長野銀行の窓口で振込みの際は、手数料が免除されることになっています。

Q 11、保険料の支払いを忘れて納付期限を過ぎてしまいました。納付期限を 1 日でも過ぎたら資格喪失になるのでしょうか？

A、資格喪失となります。

健保組合より資格喪失通知兼証明書を送付します。その通知をお持ちになりお住まいの市町村の窓口で国民健康保険等への切り替えをしてください。

任意継続の保険証等は保険証に記載されている健保組合の住所へ返送してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、理由書を提出していただき、組合が正当と判断した場合は継続できる場合があります。

- ① 天災地変、交通・通信関係のスト等のような場合
- ② 被保険者について入院や家族の看護など、特段の事情がある場合
- ③ 保険料納付の意思を持っているにもかかわらず忘れていて、今後遅延なく納付する意思がある場合 (ただし 1 度限り)

Q 1 2、生活が苦しいので保険料の支払いを免除してもらえませんか？

A、できません。

Q 1 3、任意継続期間中でも被扶養者申請できますか？

A、被扶養者の認定条件を満たしていれば必要書類を添付して申請ができます。

Q 1 4、任意継続期間の途中でやめることはできますか？

A、任意継続被保険者保険者の資格喪失の要件は次のいずれかに限られています。

- ① 2 年間を経過したとき
- ② 保険料を納付期限(毎月 1 0 日)までに納めなかったとき
- ③ 就職して、健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき
- ④ 後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき
- ⑤ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき
- ⑥ 被保険者が死亡したとき

Q 1 5、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申出を行えば、いつでも希望の日に資格喪失できるのですか？

A、いつでも希望の日に資格喪失できるわけではありません。

資格喪失することを希望する旨の申出には次のような留意点があります。

① **資格喪失日は健康保険組合が申出を受理した日の翌月の 1 日です。**

受理日 1/31 → 喪失日 2/1 ・受理日 2/1 → 喪失日 3/1

※ 喪失日のトラブル防止のため申出書の提出の際には、余裕を持って送付して下さい。

② 原則として **申出後に取消はできません。申出前に十分ご検討ください。**

③ 申出書が受理された日の当月はまだ任意継続被保険者です。

保険料の納付が必要となります。

また、被保険者証等は申出書に添付せず翌月 1 日以降に速やかに返却して下さい。

④ 資格喪失の申出が受理されたとしても、その当月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合には、任意継続の喪失希望の申出による翌月 1 日の喪失ではなく、保険料未納により、当月の納付期限の翌日に資格喪失となります。

⑤ **すでに保険料の前納済みの方についても、申出による資格喪失が可能です。**

なお、その場合には、喪失月以降に係る保険料はお返しします。

Q 1 6、2 年の被保険者期間を満了した後の健康保険はどうなりますか？

A、資格喪失後は、ご自身で国民健康保険にご加入いただくか、ご家族の健康保険の被扶養者になるか、のいずれかとなります。

健康保険被保険者証の喪失予定日後に送付します「資格喪失通知兼証明書」は、他の健康保険に加入する際に必要となります。

なお、国民健康保険の加入手続きをお急ぎ方は、任継被保険者証の喪失予定日前に手続きができるかどうか、ご自身で市区町村に直接お問い合わせください。